

平成 21 年 9 月 4 日
(2009 年)

業者各位

建設総務課長

工事現場における施工体制の確認の徹底について

建設業法第 18 条、第 19 条において、「建設工事の請負契約の当事者は、元請・下請に係わらず、必要事項を書面に記載し、署名等をして相互に契約書を交わさなければならない」と定められていることは、既に周知徹底されていることと思われま

す。しかし、このことが守られていないことにより、元請下請間あるいは再下請間における契約に関するトラブルが発生している工事が見受けられます。

元請業者・下請業者に係わらず、全ての建設業者は建設業法を遵守しなければなりません。また、特定建設業者はもとより、一般建設業者においても、当該工事の下請人(一次二次問わず)に対して、建設業法の規定や他の法令に違反しないよう指導を行わなければならないことは当然のことです。

このことを念頭に、現場における施工体制の確認を再度徹底するよう通知します。

担当課や建設総務課による現場調査によって、元請業者による建設業法違反や、元請業者が下請業者の建設業法違反を黙認していること等が発覚した場合は、建設業許可行政庁への報告の対象となります。同様に、和歌山市建設工事等指名停止基準に基づく処分の対象にもなりますので、厳正に対処してください。